

第2章

CF計算書、金融商品、リース関連に注意 IFRICアジェンダ決定 の概要とポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

藤原 由紀

【この章のエッセンス】

●2022年1月以降に公表されたIFRICアジェンダ決定のうち、決算に影響するものの理解が必要である。

●特にIAS7号(2022年4月)、IFRS9号およびIFRS16号(2022年10月)は多くの企業に影響がある可能性があるため留意されたい。

本章では、2022年12月期(または2023年3月期)決算に影響を与える可能性のあるIFRICアジェンダ決定について説明する。なお記載内容については、企業会計基準委員会(ASBJ)によるIFRIC Updateの日本語訳をもとにしていく。

アジェンダ決定の結果として企業が会計方針を変更する場合、企業は関連する説明的資料の公表後タイムリーに会計方針の変更を行うことが求められるが、一方で新たな会計方針の変更を適用するための十分な時間が与えられることにもなっており、それがどの程度かは企業ごとに判断する事項となる。

したがって、以下で説明するアジェンダ決定に起因する会計方針の変更の適用時期は、個々の企業の場合により、すでに適用済みの場合もあれば2022年12月期(または2023年3月期)期末より適用の場合もあるであろうし、2023年12月期(または2024年3月期)第1四半期以降になる可能性もある点には留意されたい。

なお本章における記載内容は執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではない。

2022年1月以降に 公表されたアジェンダ 決定

ここからは2022年1月以降本稿執筆時点(2022年10月)までに公表されたアジェンダ決定について解説する。図表1は2022年1月以降に公表されたアジェンダ決定をまとめたものである。

以下、図表1に記載の項目のうち、次のアジェンダ決定について内容を詳細に解説する。

・IAS7号「キャッシュ・フロー計

算書」―第三者との契約から生じた用途制限のある要求払預金

・IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」―本人なのか代理人なのか：ソフトウェア再販売業者

・IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」―負の低排出車クレジット

・IFRS9号「金融商品」およびIFRS16号「リース」―貸手のリース料免除

IAS7号「キャッシュ・フロー計算書」 ―第三者との契約から 生じた用途制限のある 要求払預金

IAS7号「キャッシュ・フロー計算書」にかかるアジェンダ決定および関連する説明的文書は、2022年4月に公表された。IFRS解釈指針委員会に提出された要望書は、要求払預金が第三者との契約上の用途制限の対象となっている場合に、当該預金がキャッシュ・フロー計算書および財政状態計算書において現金及び現金同等物に含められるか、というものであった。なお、